

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-259200-BG-03)

対象製品 : 荷役・運搬用プラスチック製平パレット【第3版】

Product Category Rule for
“Plastic pallet for cargo and transportation”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2023 年 9 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 山岸 健 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	<input checked="" type="checkbox"/> ISO14040 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14044 : 2006 <input checked="" type="checkbox"/> ISO14025 : 2008 <input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14067 : 2013	<input checked="" type="checkbox"/> ISO/TS14027 : 2017 <input type="checkbox"/> ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-259200-BG-03	2023年9月1日	改訂 附属書Eを削除
PA-259200-BG-02	2023年4月24日	改訂 1-1 地理的範囲を追加
PA-259200-BG-01	2023年1月18日	認定 (エコリーフとCFPプログラムの統合により、CFPプログラム「PA-BG-03 荷役・運搬用プラスチック製平パレット」CFP-PCRを元に新規作成)

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」を対象とする。この PCR で対象とする「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」とは、輸送や物流などに使用する、荷物を載せる台である。サイトやトラック、倉庫などで荷役作業を扱いやすくするためのもので、運搬の際には台上に荷物を載せ、フォークリフトやハンドリフトの爪に差し込んで持ち上げる用途で使用する。荷役・運搬用パレットの素材はプラスチック製以外のものもあるが、それぞれ製造プロセスが異なるため、この PCR では、JIS Z 0606:2008 プラスチック製平パレットの適用範囲に記載の製品を対象とする。
2-2	機能	輸送や物流などに使用される、荷物を載せるための荷役台。
2-3	算定単位 (機能単位)	販売単位 (1 枚) とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体、附属品 付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。 ・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用規格および引用 PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	2022 年 6 月現在、引用する PCR はない。 プラスチックリサイクルの基礎知識 (一般社団法人プラスチック循環利用協会, 2022)を引用する。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	①バージンプラスチック素材 再生樹脂ではないプラスチック製素材である。 ②再生プラスチック素材 (産業廃棄物系) 製造業者等から排出される廃プラスチックが破砕やペレット化され、再生利用されるプラスチック製素材である。 ③再生プラスチック素材 (一般廃棄物系) 家庭等から排出される廃プラスチックが破砕やペレット化され、再生利用されるプラスチック製素材である。 ④滑り止め部材 滑り止めの用途で荷役・運搬用プラスチック製平パレットの本体に付属する、プラスチックやゴム等の部材である。 ⑤顔料 パレット素材の着色に用いられる添加剤である。 ⑥その他添加剤 顔料以外でプラスチックの性状を改質するための添加剤等である。 ⑦印刷用インク

		<p>荷役・運搬用プラスチック製平パレットの表面に、印刷を行うためのインクである。</p> <p>⑧パージ剤 プラスチック成形機内の洗浄剤である。</p> <p>⑨輸送資材 荷役・運搬用プラスチック製平パレットの輸送時に使用する資材である。</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・妥当なシナリオのモデル化ができない場合の使用・維持管理段階に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 <p>【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。</p>
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-4	二次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>															
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>															
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
7	原材料調達段階に適用する項目																
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①「プラスチック素材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>②「その他の原材料」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>③「輸送資材」の製造および輸送に係るプロセス</p>															
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①「プラスチック素材」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「プラスチック素材（バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材（産業廃棄物系）、再生プラスチック素材（一般廃棄物系）の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「プラスチック素材（バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材（産業廃棄物系）、再生プラスチック素材（一般廃棄物系）の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「プラスチック素材（バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材（産業廃棄物系）、再生プラスチック素材（一般廃棄物系）の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位	「プラスチック素材（バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材（産業廃棄物系）、再生プラスチック素材（一般廃棄物系）の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位	「排出物等」 ※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「プラスチック素材（バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材（産業廃棄物系）、再生プラスチック素材（一般廃棄物系）の構成要素」 製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量	一次	「各構成要素」 製造原単位															
「プラスチック素材（バージンプラスチック素材、再生プラスチック素材（産業廃棄物系）、再生プラスチック素材（一般廃棄物系）の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位															
「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造、供給および使用原単位															
「排出物等」 ※2																	

・プラスチック素材が再生プラスチック素材の場合、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセスを対象とする。

②「その他原材料」、「副資材」の製造および輸送に係るプロセス②「その他の原材料・部品」、「副資材」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「その他原材料（滑り止め部材、顔料、その他添加剤、印刷用インク等）」 製品生産サイトへの投入量	一次	「その他原材料」 製造原単位
「その他の原材料（滑り止め部材、顔料、その他添加剤、印刷用インク等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
「副資材（パージ剤等）」 製品生産サイトへの投入量	一次	「副資材」 製造原単位
「副資材（パージ剤等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

③「輸送資材」の製造および輸送に係るプロセス

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「輸送資材」「付属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「輸送資材」 製造原単位
「輸送資材」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

・輸送手段ごとの「燃費」

・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

・輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 排出物に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位

		<table border="1"> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等の中の化石資源由来成分」 焼却処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各化石資源由来成分」 燃料原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等の中の有機物成分」 埋立処理の量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各有機物成分」 嫌気性分解原単位</td> </tr> <tr> <td>大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>—</td> </tr> </table>	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「廃棄物等の中の化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃料原単位	「廃棄物等の中の有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位	大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位												
「廃棄物等の中の化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分」 燃料原単位												
「廃棄物等の中の有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位												
大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—												
7-3	一次データの収集方法および収集条件	自社でプラスチック素材の製造を行っていない場合は、プラスチック素材の製造に係る GHG 排出量について、二次データを使用してもよい。												
7-4	シナリオ	【再生プラスチック原料の輸送シナリオ】 原料調達段階の再生プラスチック素材における輸送距離の二次データは、附属書 C のシナリオを使用してよい。												
7-5	その他	【投入物としてリサイクル材・リユース品を使用する場合】 ・リサイクル材の場合、その製造および輸送に係る GHG 排出量には、リサイクルの準備が整ったものの輸送以降のプロセス（前処理サイトからの輸送、再生処理）に伴う GHG 排出量を含めることとする。 ・リユース品の場合、その製造および輸送に係る GHG 排出量には、リユースプロセス（例：回収、洗浄など）に伴う GHG 排出量を含めることとする。												
8	生産段階に適用する項目													
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①本体の生産（射出成形・溶着・印刷）に係るプロセス ②サイト間輸送プロセス												
8-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>①本体の生産（射出成形・溶着・印刷）プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「排出物等」 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②サイト間輸送プロセス</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製造と供給および使用原単位	「排出物等」 ※2					
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「蒸気」 製造と供給および使用原単位												
「排出物等」 ※2														

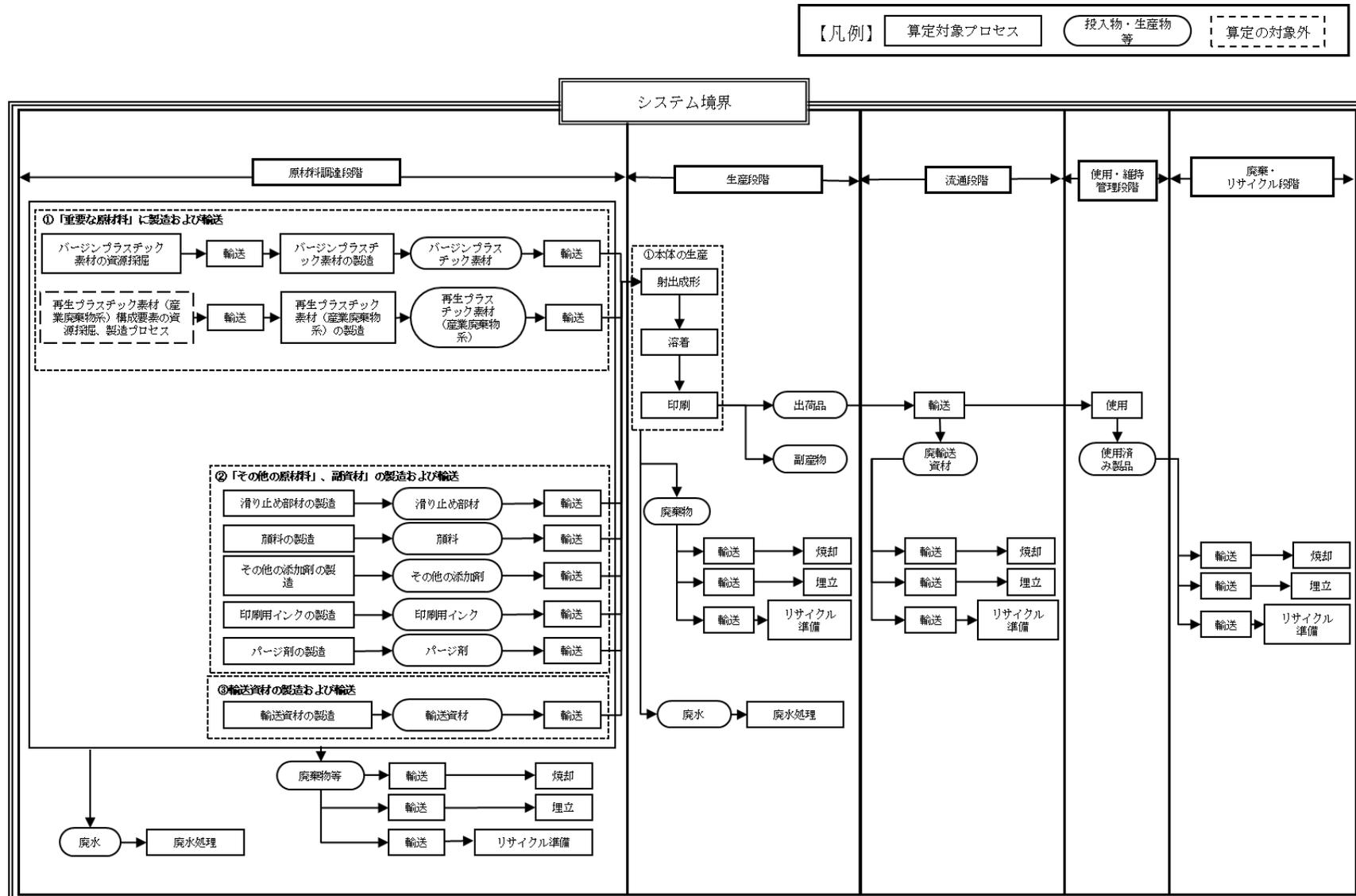
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「出荷品」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 ※2 廃棄物等および廃水については、7-2に準ずる。 【配分のために収集する一次データ収集項目】 ・「出荷品」の生産量 ・「共製品」の生産量		
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
8-4	シナリオ	【廃棄物の処理シナリオ】 処理サイトに輸送された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用してもよい。なお、処理方法の考え方については、附属書Dを参照のこと。 再生処理：26％ 焼却：66％ 埋立：8％		
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9	流通段階に適用する項目			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①「出荷品」の輸送プロセス ②「廃輸送資材」の廃棄・リサイクルプロセス		
9-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。		
		①「出荷品」の輸送、保管プロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「出荷品」 輸送量（または燃料使用量）	※1	「輸送手段」 輸送原単位
		②「廃輸送資材」の廃棄・リサイクルプロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「廃輸送資材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位
		「廃輸送資材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位
		「廃輸送資材のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼却」 原単位

		「廃輸送資材のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位
		※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。		
9-3	一次データの 収集方法およ び収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
9-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10	使用・維持管理段階に適用する項目			
10-1	データ収集範 囲に含まれる プロセス	使用・維持管理プロセス 使用・維持管理プロセスについては、使用方法が利用者によって異なり特定が困難であること、 およびメンテナンスの必要がないことから、算定対象外とする。 ただし、使用・維持管理プロセスにおいて、洗浄が必要な場合には、洗浄に伴う環境負荷量を収 集することとする。		
10-2	データ収集 項目	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10-3	一次データの 収集方法およ び収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目			
11-1	データ収集範 囲に含まれる プロセス	「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス		
11-2	データ収集項 目	次表に示すデータ項目を収集する。		
		「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス		
		活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
		「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位
		「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 原単位
		「使用済み製品のうち化石資源由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成分焼 却」 原単位
		「使用済み製品のうち有機物成分」 埋立処理の量	一次 または シナリオ	「各有機物成分」 嫌気性分解原単位

		※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。
11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
11-4	シナリオ	<p>【廃棄物の処理シナリオ】</p> <p>処理サイトに輸送された使用済み荷役・運搬用プラスチック製平パレットの処理については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用してもよい。なお、処理方法の考え方については、附属書Dを参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生処理：26% ・焼却：66% ・埋立：8%
11-5	その他	<p>【廃棄・リサイクル段階における処理方法の割合について】</p> <p>荷役・運搬用プラスチック製平パレットの製品特性上、廃棄されるまでに数年間の期間を要することが通常であるため、廃棄・リサイクル段階における処理方法の割合については、他社製の荷役・運搬用プラスチック製平パレットに関して収集したデータを、二次データとしてシナリオに適用してもよい。その場合には、他社製品に関して集められたデータでも、算定対象製品の廃棄・リサイクルと同等であることの妥当性を担保するエビデンスを準備すること。</p>
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目	
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
12-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13	宣言方法	
13-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品質量
13-2	エコライフサイクル影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域は記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動
13-3	エコライフサイクルインベントリ分析関連情報	<p>【必須記載内容】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
13-4	エコライフ材料および物質に関する構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
13-5	エコライフ廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

13-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開する。									
13-7	追加情報 （エコリーフ /CFP 共通）	【必須表示内容の規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない									
13-8	その他エコデザイン関連情報 （エコリーフ /CFP 共通）	<p>【エコリーフの場合の必須記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質に関する情報を下記の表として記載する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">有害物質名</th> <th style="text-align: center;">CAS 番号</th> <th style="text-align: center;">法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「物質名」</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等） 	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」		
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等									
「物質名」											
「物質名」											
13-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									

附属書 A : ライフサイクルフロー図の例 (規定)



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は「荷役・運搬用プラスチック製平パレット」のライフサイクルの概要を示した。特定製品の算定にあたっては、不要プロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること

附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

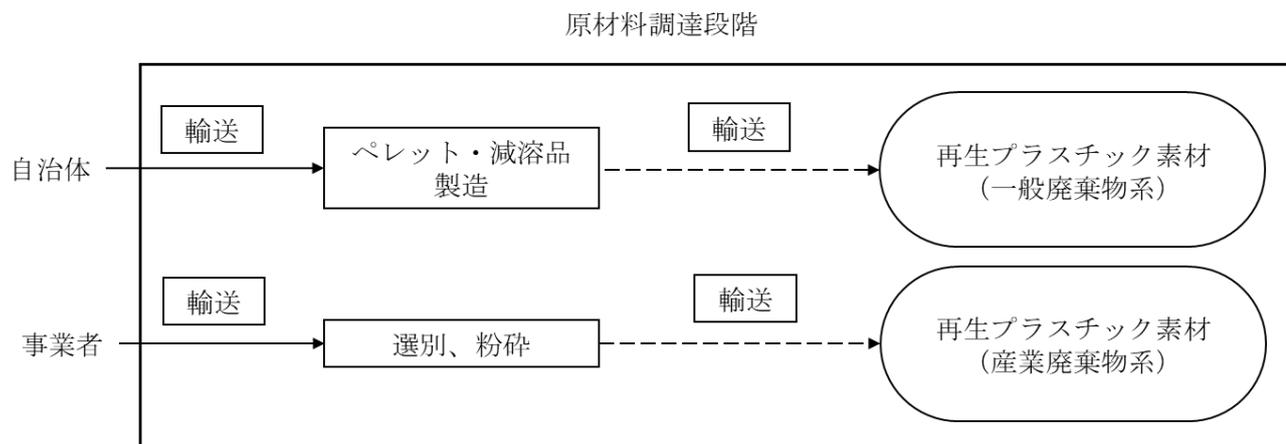
- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送 (ただし、再生プラスチック 原料の輸送については附属 書Cを使用すること)	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
生産段階 廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%

附属書C：原材料調達段階における再生プラスチック原料の輸送（規定）

原料調達段階で計上する輸送プロセスの内、再生プラスチック素材における輸送距離の二次データ（下図の実線部分）は、次のシナリオを使用する。



<再生プラスチック素材（産業廃棄物系）において、排出事業所から選別・破砕サイトへの輸送>

- ・輸送距離：500 km
- ・輸送手段：10 トントラック
- ・積載率：62%

<再生プラスチック素材（一般廃棄物系）において、圧縮・梱包サイトからペレット・減容品製造サイトへの輸送>

- ・輸送距離：500 km
- ・輸送手段：10 トントラック
- ・積載率：62%

附属書 D：原材料調達段階における再生プラスチック原料の輸送（規定）

一般社団法人プラスチック循環利用協会が公開している、「プラスチックリサイクルの基礎知識 2022 プラスチックのマテリアルフロー図（2020 年）」より、処理方法毎の処理量の集計を引用した。この PCR では、“高炉・コークス炉原料/ガス化/油化” “固形燃料” “廃棄物発電” “熱利用焼却” “単純焼却” を、すべて“焼却”として扱った。

処理方法	処理量 (t/年)	割合
再生処理	106 万	26%
高炉・コークス炉原料/ガス化/油化	14 万	3%
固形燃料	158 万	38%
廃棄物発電	46 万	11%
熱利用焼却	36 万	9%
単純焼却	17 万	4%
埋立	35 万	8%
産業廃棄物合計	412 万	100%